

オフセット・クレジット(J-VER)制度における暫定検証機関

気候変動対策認証センター

前回（3月10日開催）の第3回オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会で決議された「検証機関の暫定的な要件について」（環境省、別紙）に基づき、各検証機関にISO14065認定取得の意思の有無について確認した結果、以下の検証機関が意思を表明しましたので、報告いたします。

検証機関名	プロジェクトの区分	
	【0001・0004】 エネルギー	【0002・0003】 森林吸収源
SGS ジャパン(株)	○	○
(株)JACO CDM	○	○
デット・ノルスケ・ベリタス・エーエス (DNV)	○	○
テュフ・ズード・ジャパン(株)	○	○
テュフ・ラインランド・ジャパン(株)	○	○
(株)トーマツ審査評価機構 (TECO)	○	-
(社)日本能率協会 (JMA)	○	○
(財)日本品質保証機構 (JQA)	○	○
(社)日本プラント協会 (JCI)	○	-
ビューローベリタスジャパン(株) (BV)	○	○
LRQA ジャパン	○	-

【別紙】

検証機関の暫定的な要件について

環境省

本制度における検証機関については、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程 第6条において、

「2. 検証機関は、ISO14065 及び認証センターの基準に則って、国際認定機関フォーラム（IAF）のメンバーによる認定に基づきその検証業務を行う。ただし、ISO14065 認定申請中の機関も検証業務を行うことができるものとする。

ISO14065 申請中の機関により検証業務が行われる場合、その検証は当該機関の認定をもって有効となる。

3. その他必要な事項については、関係機関との調整のうえ、運営委員会がこれを検討する。」

と規定しているが、現在のところ、我が国においては国際認定機関フォーラム（IAF）のメンバーによる ISO14065 認定の受付が開始されていないことから、規程第6条の3に従い、当該認定事業が本格化するまでの間、以下の経過措置を置くこととする。

当面の間の検証機関の要件

我が国において国際認定機関（IAF）のメンバーによる ISO14065 認定事業が本格化するまでの間、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に関する規程第6条の2の措置に代え、京都メカニズムにおける指定運営組織（DOE）又は認定独立組織（AIE）として登録されていること（ただし、森林分野については、Indicative Letter を受領していることをもってこれを満たすものとみなす）、及び ISO14065 認定取得の意思を有する証拠があることをもって、本制度における検証機関としての要件を満たし、当該検証を有効とみなす。